

原議保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)

備 甲 達 第 1 0 1 号
 務 甲 達 第 3 9 7 号
 生 企 甲 達 第 1 3 1 号
 刑 企 甲 達 第 1 3 0 号
 交 企 甲 達 第 1 1 2 号
 公 甲 達 第 8 8 号
 令 和 7 年 1 2 月 2 3 日

部課署長 殿

石川県警察本部長

石川県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改正について（通達）

- 対号1 平成27年3月6日付け備甲達第21号、務甲達第24号、生企甲達第33号、刑企甲達第33号、交企甲達第22号、公甲達第25号「石川県警察新型インフルエンザ対応業務継続計画の策定について（通達）」
- 対号2 令和7年12月23日付け備甲達第100号、務甲達第396号、生企甲達第130号、刑企甲達第129号、交企甲達第111号、公甲達第87号「石川県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の改正について（通達）」

新型インフルエンザ等対応業務継続計画については、対号に基づき実施してきたところであるが、この度、別添のとおり見出しの計画を改正したので、各所属にあっては、本計画に従い、新型インフルエンザ等の発生時の業務継続に向けた準備に万全を期されたい。

なお、対号1は廃止する。

石川県警察
新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

令和7年12月23日
石川県警察本部

目 次

第1	総則	1
1	計画の目的	1
2	実施方針等	1
3	被害想定	2
第2	実施体制	2
1	時期区分の設定	2
2	準備期における体制	2
3	初動期における体制	2
4	対応期における体制	2
5	石川県等関係機関との連携	2
第3	発生時継続業務等	2
1	業務継続の基本方針	2
2	強化・拡充業務	3
3	一般継続業務	4
4	縮小・中断業務	4
第4	業務継続のための執務体制の確立	4
1	新型インフルエンザ等発生時の執務体制	4
2	人員計画	5
3	職員等の感染状況の把握	7
第5	業務継続のための執務環境の整備	8
1	物資等の確保	8
2	情報通信の確保	8
3	医療体制の確保	8
第6	感染防止の徹底	9
1	個人及び家庭での感染予防	9
2	職場における感染拡大防止策	9
3	発症者等への対応	9
4	来庁者への対応	10
5	海外に勤務する職員等への対応	10
第7	業務継続計画に関する留意事項	11
1	初期段階	11
2	状況に応じた対応	11
3	通常体制への復帰	11
第8	業務継続計画の維持・管理等	11
1	公表・周知	11
2	教育・訓練	11
3	点検・改善	11

別表1 「業務の仕分け」

別表2 「人員計画」

第1 総則

1 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これら新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に掲げる「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、個人の生命、身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、石川県警察では、「石川県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（（令和7年12月23日付け備甲達第100号ほか）以下「石川県警察行動計画」という。）を策定しており、新型インフルエンザ等の発生時においては、関係機関が一体となって行う取組に積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の維持に必要な警察活動を円滑に継続しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染性の高さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられないことから、あらかじめ社会経済への影響の規模の目安である職員の最大40%程度の欠勤といった被害想定等を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた人員の中で、石川県警察がその機能を維持し必要な業務を継続できるよう、その実施体制や発生時における継続業務等を定めるものである。

2 実施方針等

（1）実施方針

この計画の実施に当たっては、石川県警察本部各部門及び各警察署が連携を密にして、新型インフルエンザ等の発生時における治安の維持に万全を期すとともに、石川県等関係機関と積極的に連携し、的確に業務を推進する。

（2）石川県公安委員会への報告等

業務継続計画の実施に当たっては、時機を逸することなく石川県公安委員会へ報告し、石川県公安委員会の管理の下、その権限に属された事務の迅速かつ適切な実施に努める。

（3）他計画との関係

石川県警察においては、当県で大規模災害が発生した際における「石川県警察本部業務継続計画（大規模災害対応）」が策定されているが、新型インフルエンザ等の被害の態様やそれを踏まえた対応は、大規模災害の場合とは異なることから、この計画は、大規模災害対応の業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定する。

3 被害想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、正確に予測することは難しい。このため、この計画は、職員の最大40%程度の欠勤を想定しているが、実際の新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

また、職員の休暇、関連事業者の休業、物資の不足等、業務を遂行するためには必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定しておく必要がある。

第2 実施体制

1 時期区分の設定

新型インフルエンザ等の発生の段階については、中長期的な対応となることを想定して、石川県警察行動計画と同様に、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに実施体制を検討する。

2 準備期における体制

準備期には、石川県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱により設置された石川県警察新型インフルエンザ対策委員会において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、本計画の見直しを図る。

また、特措法の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策等、適切な業務継続方法について検討する。

さらに、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を整理する。

2 初動期における体制

新型インフルエンザ等が国内又は国外で発生した場合は、石川県警察緊急事態等初動措置要領に定めるところにより、石川県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、対策本部が中心となり、この計画で定められた事項を実施する。

3 対応期における体制

対応期においては、初動期に引き続き、対策本部が県対策本部等との連携を図り、事態の対処に当たる。

対応期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

4 石川県等関係機関との連携

新型インフルエンザ等が発生した場合には、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、石川県等関係機関との連携を強化して新型インフルエンザ等対策の実施等に関し必要な業務を推進する。

第3 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時においても警察の役割を的確に推進するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても治安の維持のために業務量を大幅に縮小する

ことが困難な業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入する。

また、平時を100%とした場合の発生時継続業務及び縮小・中断業務に係る業務水準及び投入すべき人的資源の目安は、次の表のとおりである。

業務水準及び投入すべき人的資源の目安

	発生継続業務		縮小・中断業務 (発生時継続業務以外の業務)
	強化・拡充業務	一般継続業務	
初動期	100～120%	100%	100%（縮小・中断の準備）
対応期	100～150%	80～100%	100%未満

なお、これらの業務の主な分類は、2から4まで及び別表1「業務の仕分け」のとおりであるところ、縮小・中断業務の整理に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応時において実際に業務の縮小又は中断を行った事例を踏まえたものである。

また、発生時継続業務に位置付けられない業務についても、その平時における重要性が否定されるものではない。

2 強化・拡充業務

石川県警察行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、石川県警察行動計画において、初動期又は対応期に実施することとされている次の事項とする。

- 初動期
 - ・ 実施体制
 - ・ 感染対策
 - ・ 水際対策の支援
 - ・ 医療活動の支援
 - ・ 社会秩序の維持
 - ・ 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等
 - ・ 条例の改正等への対応
- 対応期
 - ・ 実施体制
 - ・ 感染対策
 - ・ 水際対策の支援
 - ・ 医療活動の支援
 - ・ 多数死体取扱いに当たっての措置
 - ・ 社会秩序の維持
 - ・ 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等
 - ・ 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

- ・ 条例の改正等への対応
- ・ 小康状態となった場合の措置

3 一般継続業務

(1) 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより、治安の維持や国民生活・経済活動等に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、石川県警察がその機能を維持するために必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を実施するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も一般継続業務とする。

主な、一般継続業務については、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の点について留意する。

- 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小又は中断すること。
- 例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できる業務等もあると考えられるため、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施できるよう工夫すること。
- 許認可等の窓口業務や運転免許関連事務等、感染リスクのある業務については、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を考慮すること。

4 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合において、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

また、業務を継続することで感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。

主な、縮小・中断業務については、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 縮小・中断業務についての留意事項

感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性を考慮し、必要に応じて縮小・中断する業務の見直しを行うなど適切に対応する。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1) 指揮命令系統の明確化

ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保、幹部と代行者の交代での勤務等の措置を講じる。

イ 代理者の指定

新型インフルエンザ等発生時に業務上の意思決定権者である幹部がり患す

るなどにより出勤が困難となった場合は、「石川県警察の庶務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）」第7条から第9条に基づき代決を行う。

ウ 意思決定権者への報告

前記の代決を行ったときは、速やかに、代決を行った旨を本来の意思決定権者に報告する。

(2) 業務継続実施責任者等

ア 業務継続実施責任者

新型インフルエンザ等発生時において、業務を管理し、発生時継続業務を的確に継続するため、業務継続実施責任者を指定する。

イ 業務継続実施副責任者

業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故がある場合、その業務を代行するため業務継続実施副責任者を指定する。

業務継続実施副責任者には、警察本部にあっては次席（次席に相当する者を含む。以下同じ）、警察署にあっては副署長（次席及び副署長が不在の場合は、業務継続実施責任者が指定する警部（同相当職）以上の者）をもって充てる。

(3) 感染防止従事責任者

新型インフルエンザ等発生時において、職員の感染をできる限り防止するため、職員等の健康管理、感染予防及び職場内における感染拡大防止業務を行う感染防止従事責任者を指定する。

感染防止従事責任者は、次席及び副署長とする。

2 人員計画

業務継続実施責任者は、別表1「業務の仕分け」に基づき、あらかじめ所属単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握し、人員計画を作成する。

また、縮小・中断業務についても、縮小又は中断するための手続や広報が必要となったり、代替策を講ずる必要が生じたりする場合もあると考えられるため、これらに関わる業務、必要な人員、物資等を整理する。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時において、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策を執る。

(1) 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、別表2「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の最大40%の欠勤率を想定し、発生時継続業務が機能するために必要な人員を、原則として所属内で確保する。この際、次の点に留意する。

○ 専門知識が必要な業務に当たる職員（例えば、特別な資格や技能を有する職員）の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、可能な限り代替性を高めるための方策（他の職員に対する資格取得の奨励及び技能の標準化・教育訓練の実施による通常時からの代替要員の確保等）を講じること。

○ 家族の看病等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小等を含む。）により出勤が困難となる可能性のある者を具体的に把握すること。

○ 他所属の発生時継続業務について、所属の縮小・中断業務に従事する者の応援が可能となるよう整理すること。

また、業務継続実施責任者は、人員計画を作成した際は、当該計画を警

備課に送付する。人員計画を変更した場合も同様とする。

(2) 人員計画の運用

ア 準備期

業務継続実施責任者は、発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、職場で感染の疑いのある者が確認された場合を想定し、あらかじめ対処する作業班を決めておく。

また、業務継続実施責任者は、各業務資料の整理及び共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を継続できるようにする。

イ 初動期

(ア) 体制の確立等

業務継続実施責任者は、内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）や厚生労働省の方針を適宜確認しながら、特措法第15条第1項に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）等が設置され、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整えるとともに、必要人員等を確認し、具体的な人員配分等を検討する。

(イ) 人員計画に定められた体制への移行

業務継続実施責任者は、対策本部が設置されたときは、速やかに人員計画に定められた体制に移行する。

この場合において、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

また、業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

ウ 対応期

業務継続実施責任者は、初動期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、体制、任務等の見直しを適宜行い、人員確保が困難となった場合は、対策本部に対して、人員の派遣を要請するものとする。

エ 留意事項

業務継続実施責任者は、人員計画の運用時において、次の点に留意する。

- 人員計画に定められた体制への移行後は、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう配慮すること。
- 職員が公務中に新型インフルエンザ等に感染し、健康被害が生じた場合、公務災害が認められる可能性があることから、個別事案ごとに認定のために必要な調査を行い、適切に公務災害の認定を行うこと。
- 新型インフルエンザ等の発生時において、職員に対し、特定接種を行うこととした場合であって、副反応による健康被害が生じたときは、予防接種健康被害救済制度の対象となる可能性があることから、職員に同制度に係る申請要領等を教示すること。

また、個別事案ごとに必要な調査を行い、適切に公務災害の認定を行うこと。

- 新型インフルエンザ等の発生中に他の災害等が発生した場合の人員体制等についても考慮すること。

(3) 感染リスクの軽減方策

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まるところから、その発生状況等を勘案し、感染リスクを減らすため、以下の措置を検討する。

ア 徒歩又は自転車による出勤

徒歩又は自転車出勤が可能な職員に対し、徒歩又は自転車出勤を要請する。

徒歩又は自転車出勤を行う職員は、必要に応じて、通勤方法に関する手続を行う。

イ 時差出勤、勤務時間等

業務継続実施責任者は、所属内で発症者が確認された際に濃厚接触者の数を減少させるため、時差出勤が必要と認められる職員については、石川県警察職員の勤務時間及び勤務時間管理に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓令第16号）に基づき、時差出勤、勤務時間の変更を検討する。

ウ 勤務場所

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が発生し、特措法第32条に定める緊急事態宣言がされ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、同法第45条第1項に基づき、石川県知事から住民に対し、期間及び区域を定めて、必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の協力要請があった場合において、状況に応じ、勤務場所を職員の自宅近くの官署に変更することを検討する。

エ 勤務環境

感染防止従事責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員に不織布製のマスク（以下単に「マスク」という。）を着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

また、不特定多数の者が集まる場を設定する業務（各種会議、説明会等）については、オンライン会議や電子メールの活用等の代替手段を検討し、それが困難な場合は、中止又は延期を検討する。

オ 対策本部要員の勤務

対策本部要員は、原則として、各執務室において強化・拡充業務を行う。ただし、対策本部長は、府内における新型インフルエンザ等の発生状況等を考慮して必要と認められる場合には、対策本部要員のうち必要な要員を招集し、総合指揮室において強化・拡充業務を行わせる。

3 職員等の感染状況の把握

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

- 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員等は、毎朝、自宅で検温し、発熱の有無を確認するとともに、発熱、咳、全身の倦怠感等（以下「発熱等」という。）のインフルエンザ様症状がある場合は、速やかに県が設置する相談センター（以下単に「相談センター」という。）等に相談する。

- 職員等が、相談センター等において、発熱外来、指定医療機関等での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに感染防止従事責任者に報告する。
- 感染防止従事責任者は、職員からの報告を受けたときは、厚生課へ速報する。
なお、職員の同居家族等が感染した場合においては、その看病等の対応により、当該職員の休暇が必要になる可能性があることに配慮する。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 物資等の確保

(1) 備蓄食料の管理

業務主管課は、新型インフルエンザ等の発生時に食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

(2) 対象事業者の把握

業務主管課は、発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替業者を「石川県指名業者名簿」等により把握する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

(3) 被留置者の食事の確保

留置業務管理者は、被留置者の食事の契約業者に対し業務継続についての協力を要請する。

また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、代替事業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備する。

2 情報通信の確保

(1) 通信の確保

業務主管課は、中部管区警察局石川県情報通信部と連携して、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、対策室の立ち上げや関係機関等との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名する。

また、関係事業者等との連絡要領や窓口を手順書等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

(2) 情報システムの維持

情報システム責任者は、各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。

また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

3 医療体制の確保

職場において職員が発症した場合に備え、厚生課において、相談センター等の設置状況等を確認し、感染防止従事責任者により職員等に周知させる。

留置業務管理者は、被留置者が感染者等になった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

第6 感染防止の徹底

1 個人及び家庭での感染予防

(1) 基本的な感染防止対策

- 職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。
- 発熱等のインフルエンザ様症状があれば出動を控える。
 - 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染防止対策等を徹底する。
 - 外出に当たっては、感染流行地域への移動を避ける、公共交通機関の混雑時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物等換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスクを着用するよう努める。
 - マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

(2) 感染予防の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配布するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

(3) マスク等の配布

厚生課は、職員等の新型インフルエンザ等感染予防のため、警察共済組合等と連携して必要なマスク等を配布するよう努める。

2 職場における感染拡大防止策

感染防止従事責任者は、職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置を執る。

- 各職員に毎朝、自宅で検温させ、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤せず、相談センター等に相談するよう指示する。
- 職場における手洗い及びうがいを励行し、マスク着用等の咳エチケットを徹底する。
- 消毒に必要な消毒剤等を配備しておく。
- 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。
- 食事時間に時差を設ける。
- 対面による会議を極力避け、オンライン会議等を実施する。
- エアロゾル感染への対策として、建物の構造、室内温度、外気温等に応じ、可能な範囲で換気を行う。
- 通常の清掃に加え、特に机、椅子、ドアノブ、照明のスイッチ、階段の手すり、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の人がよく触れる可能性のある箇所の消毒を実施する。

3 発症者等への対応

(1) 発症者が確認された場合の措置

職場内に発症者が確認された場合の措置（業務継続実施責任者及び同副責任者の対応を除く。）は、次のとおりとする。

- 感染防止従事責任者は、発症者が確認された旨を、速やかに厚生課に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。
- 感染防止従事責任者は、発症者の対応に当たる職員に感染防護資機材を

着用させ、発症者が自力で他の職員との接触を極力避けられる場所（以下「別室」という。）に向かうことが不可能な場合は、援助させる。

- 発症者は、別室に移動し、厚生課への電話により自身の症状を伝える。
厚生課は発症者の症状を踏まえ、必要に応じて感染症に対応する医療機関や相談センター等を案内する。
- 発症者が発症の直前に職場で勤務していた場合には、消毒剤等を用いて、発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。
- 発症者と濃厚接触した職員については、相談センター等の指示に従い対応する。

(2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

- ア 発熱等のインフルエンザ様症状がある場合
年次休暇又は病気休暇を取得する。
- イ 濃厚接触者として、外出自粛要請等の措置を受けている場合又は停留の措置を受けている場合
石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第9条に基づく特別休暇を取得する。
- ウ 保育施設や介護施設等の臨時休業による子等の世話のため出勤が不可能である場合
年次休暇等の取得可能な休暇を取得する。
- エ 休暇取得の指導
感染防止従事責任者は、ア又はイに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

4 来庁者への対応

(1) 入庁制限

庁舎管理者は、新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、庁舎入口においてサーモグラフィーを活用するなどにより、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

また、来庁者に対し、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を要請する。

(2) 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

庁舎管理者は、新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行い、会議室を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

(3) 事業者への要請

会計業務主管課は、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

また、会計業務主管課は、「石川県指名業者名簿」等を活用してサービスの調達方法等について整理するとともに、事業者が休業した場合等を想定した対応策についても検討する。

5 海外に出張する職員等への対応

海外に出張する職員等への感染を予防するため、必要に応じて、次の措置等を執る。

- 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大する場合、出張先の国・地域の医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することを含めて検討する。

- 海外からの出張者受け入れについては、統括庁や厚生労働省から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討する。

第7 業務継続計画に関する留意事項

1 初期段階

新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等が不明である可能性が高いため、縮小・中断業務については、感染拡大の状況等に基づき必要に応じて縮小又は中断し、感染リスクを軽減していく。

2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の感染拡大等の状況に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について、対策本部と必要な調整を行う。

また、業務継続実施責任者は、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統が変化することを踏まえ、人員計画の修正を行うなど、弾力的な業務運営を行う。

3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が廃止され、特措法に基づかない基本的な感染症対策に移行した場合には、県内での流行状況等を踏まえ、対策本部において通常体制への段階的な移行を検討する。ただし、発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染が拡大・まん延する可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 公表・周知

この計画の概要は公表する。また、県民生活又は県民経済に影響を及ぼす業務の縮小・中断については、県警察のウェブサイトに掲載するなどにより、この計画について県民の理解を求ることとする。

2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、新型インフルエンザが発生し、欠勤率が高まった場合や班交替制勤務等の感染リスクを低減させるための勤務態勢を執る場合を想定し、役割分担を確認するなどの実践的な訓練を実施することにより、改善点等の課題を分析する。

また、庁舎内において発症者が確認された場合に対応する職員及び不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する職員に対しては、個人防護具の着脱訓練等を行う。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ等対策行動計画が改正された場合、訓練等を通じて改善が必要となった場合には、この計画の修正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の人事異動及び連絡先並びに物資及びサービスの調達先に係る情報の更新の状況、教育・訓練の実施状況等について、定期的に所属内の取組状況を確認し、必要に応じて人員計画の修正等を行う。

(別表省略)